

津和野町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

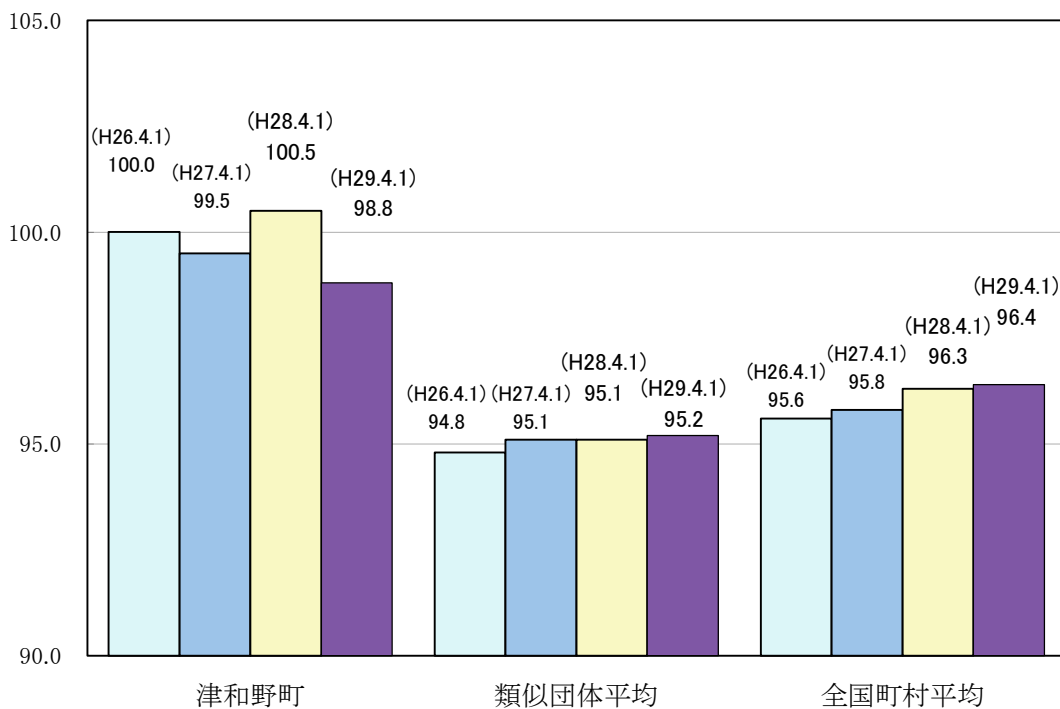
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
28	7,761	9,478,086	84,944	1,269,671	13.4	12.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
年度	人	千円	千円	千円	千円			
28	127	475,362	80,446	186,219	742,027	5,843	5,627	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合については、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し 実施

平成28年4月1日

給与制度の総合的見直しを実施し、給料表を改定しました。ただし、激変緩和のため、3年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施

②地域手当の見直し 支給していない

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日）

(6) 特記事項

特別職については、平成29年3月31日まで減額措置を行っている。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
津和野町	41.1 歳	312,500 円	367,299 円	331,843 円
島根県	43.7 歳	329,445 円	397,264 円	354,869 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	41.9 歳	301,565 円	346,550 円	327,588 円

②技能労務職

区分	公務員						民間			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額		
津和野町	46.9 歳	7 人	349,200 円	382,199 円	364,771 円	—	— 歳	—	円	
うち給食調理員	51.2 歳	6 人	365,600 円	392,900 円	384,100 円	調理師	44.4 歳	210,100	円	
島根県	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	—	円	
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	— 円	328,360 円	—	— 歳	—	円	
類似団体	50.7 歳	5 人	272,512 円	296,497 円	284,016 円	—	— 歳	—	円	

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査で公表されているデータを使用しています。（平成25～27年の3年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種などの比較に当たり、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	津和野町	島根県	国	
一般行政職	大学卒	178,200 円	179,215 円	178,200 円
	高校卒	146,100 円	146,932 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

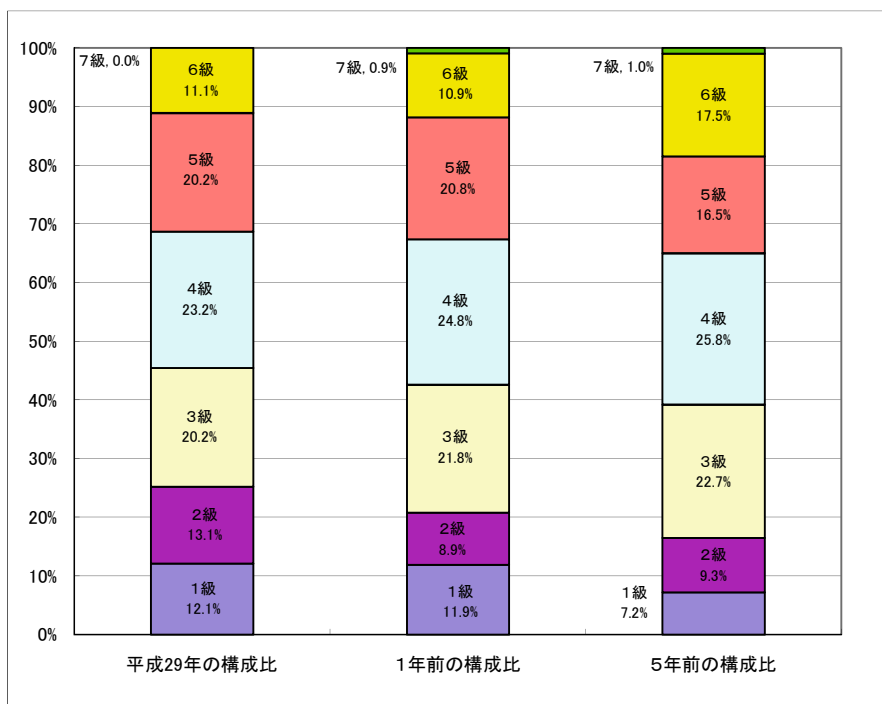
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	260,267 円	345,560 円	380,500 円	—
	高校卒	—	—	357,300 円	385,933 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	358,333 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	参事の職	0人	0.0%	362,300円	444,500円
6級	課長の職、高度な知識若しくは経験を有する課長補佐、主査の職又はこれらに相当する職務	11人	11.1%	318,500円	409,800円
5級	課長補佐、主査の職又はこれらに相当する職務	20人	20.2%	288,000円	392,600円
4級	係長、主幹の職	23人	23.2%	262,000円	380,600円
3級	主任主事、主任技師の職又はこれに相当する職務	20人	20.2%	228,900円	349,600円
2級	副主任主事、副主任技師の職又はこれに相当する職務	13人	13.1%	192,700円	303,800円
1級	主事、技師の職又はこれに相当する職務	12人	12.1%	142,600円	247,100円

- (注) 1 津和野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	津和野町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津和野町	島根県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,466 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,535 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.25)月分 (0.85)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	津和野町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

津和野町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 1~21%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%)		
1人当たり平均支給額 19,567 千円					

(注) 1 退職手当は、島根県市町村総合事務組合の退職手当に関する条例により支給される。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

制度はありません。

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)	13 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	4,333 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)	2.4 %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する 支給単価
各種徴収外勤従事手当	税徴収担当職員	税等の外勤徴収業務	13 千円	日額200円
感染症防疫従事手当	衛生担当職員	感染症防疫業務	0 千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	37,037 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	291 千円
支給実績(平成27年度決算)	41,162 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	324 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円 ・配偶者以外:6,500円 ・配偶者のない場合の1人目:11,000円 (満16歳から満22歳までの子について5,000円加算)	同じ	—	13,435 千円	209,922 円
住居手当	・月額12,000円を越える家賃を払っている者 限度額:27,000円	同じ	—	7,141 千円	216,394 円
通勤手当	・交通機関等利用限度額:55,000円 ・片道2km以上自動車利用限度額:30,000円	異なる	自家用車等の通勤距離区分及び加算方法	16,085 千円	161,400 円
管理職手当	・参事 35,400円 ・課長他 33,200円 ・主査 19,800円	異なる	国は役職に応じた支給	5,170 千円	397,692 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した管理職員に支給 週休日又は休日に勤務した場合 支給額(勤務1回につき) ・課長他 6,000円 (実務時間が6時間を超える場合) ・課長他 9,000円 平日の午前0時から午前5時までの間勤務した場合	同じ	—	24 千円	14,538 円
宿日直手当	・1回につき4,200円	同じ	—	1,541 千円	14,538 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成29年4月1日現在)

区分	給料	月 額 等		
		給 料	(参考)類似団体における最高/最低額	
給 料	町 長	657,000 円 (730,000 円)	850,000 円 / 380,000 円	
	副 町 長	553,500 円 (615,000 円)	710,000 円 / 461,000 円	
	教 育 長	504,000 円 (560,000 円)		
報 酬	議 長	280,000 円	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	236,000 円	320,000 円 / 175,000 円	
	議 員	197,000 円	300,000 円 / 155,000 円	
	委 員 長	207,000 円		
期 末 手 当	町 長	(28年度支給割合)		
	副 町 長	3.25 月分(役職加算15%)		
	教 育 長	(28年度支給割合)		
退 職 手 当	議 長	3.35 月分(役職加算10%)		
	副 議 長			
	議 員			
	備 考	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
退 職 手 当	町 長	730,000円×在職年数×4.5	13,140,000	在任期間ごと
	副 町 長	615,000円×在職年数×2.7	6,642,000	在任期間ごと
	教 育 長	560,000円×在職年数×2.07	4,636,800	在任期間ごと

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。
 3 退職手当は、島根県市町村総合事務組合の退職手当に関する条例により支給される。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

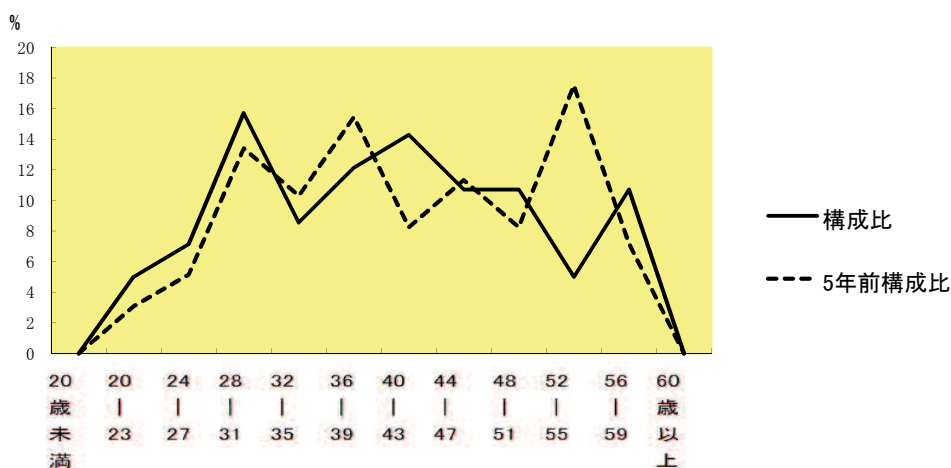
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普通 会計 部門	一般行政 部門	議会	1	1	△ 1	欠員不補充による減
		総務	33	32		
		税務	8	8	1	業務増による増
		民生	28	28		
		衛生	9	10		
農林水産		10	10	△ 4	事務の統廃合縮小による減	
商工		7	7			
土木	14	10				
計	110	106	△ 4	<参考> 人口1,000人当たり職員数 13.7 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数11.2人)		
教育部門	17	17				
小 計	127	123	△ 4	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.8 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数13.3人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病院	3	3	1	業務増による増	
	水道	5	5			
下水	1	2				
その他	7	7				
小 計	16	17				
合 計	143	140	△ 3	<参考> 人口1,000人当たり職員数 18.0 人		
	[157]	[157]				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)

(例)



区 分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	0	7	10	22	12	17	20	15	15	7	15	0	140

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職	103	102	109	108	110	106	3 (2.9%)
教 育	19	19	19	18	17	17	▲ 2 (▲10.5%)
普通会計	122	121	128	126	127	123	1 (0.8%)
公営企業等会計	16	16	16	16	16	17	1 (6.3%)
総 合 計	138	137	144	142	143	140	2 (1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。